

静岡県訓令甲第12号

本 庁
出先機関

静岡県処務規程（昭和33年静岡県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
（休暇等） 第9条 （略） 2～7 （略） 8 職員は、子育て部分休業を受けようとするときは、様式第3号の3による<u>子育て部分休業承認請求書</u>により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。 <u>9</u> 前項の承認を受けた職員は、当該承認に係る子の養育の状況に変更が生じたときは、<u>様式第3号の4</u>による養育状況変更届により、遅滞なく、所属長等に届け出なければならない。 <u>10</u> （略）	（休暇等） 第9条 （略） 2～7 （略） 8 職員は、子育て部分休業の<u>請求をしようとするとき、又は子育て部分休業の申出の内容を変更しようとするときは</u>、様式第3号の3による<u>子育て部分休業申出書</u>により、あらかじめ所属長等に<u>申し出</u>なければならない。 <u>9</u> 所属長等は、前項の規定による申出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、当該申出に係る事由があつたことを証する書面の提出を求めることができる。 <u>10</u> 第8項の規定による申出をした職員は、<u>様式第3号の4による第1号子育て部分休業承認請求書又は様式第3号の5による第2号子育て部分休業承認請求書により、あらかじめ所属長等に請求し、その承認を受けなければならない。</u> <u>11</u> 前項の承認を受けた職員は、当該承認に係る子の養育の状況に変更が生じたときは、<u>様式第3号の6</u>による養育状況変更届により、遅滞なく、所属長等に届け出なければならない。 <u>12</u> （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号の4を様式第3号の6とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第3号の5（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求年月日 年 月 日 所 属 名 _____ 職 名 _____ 職 員 番 号 _____ 氏 名 _____ 様 下記のとおり第2号子育て部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名	続 柄 等	生 年 月 日
			年 月 日生

第 2 号 子 育 て 部 分 休 業 承 認 請 求 書

[illegible]

様式第3号の3（表面）中「子育て部分休業承認請求書」を「第1号子育て部分休業承認請求書」に改め、「（任命権者）」を削り、「子育て部分休業の承認」を「第1号子育て部分休業の承認」に改め、同

業の承認」に、

午前	時	分	～	時	分
午後	時	分	～	時	分
午前	時	分	～	時	分
午後	時	分	～	時	分

を

①	時	分	～	時	分
②	時	分	～	時	分
①	時	分	～	時	分
②	時	分	～	時	分

に改め、同

様式（表面）（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削り、同様式（裏面）中「午前」を「①」に、「午後」を「②」に、「任命権者印」を「所属長等印」に改め、同様式を様式第3号の4とする。
様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

様式第3号の3（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4横型）

子育て部分休業申出書

申出対象期間	年度				
所属	氏名				
1 申出に係る子	氏名	続柄等		生年月日	
				年 月 日	
2 申出	申出月日	申出の内容（①又は②を記入）		※申出の内容（変更後の内容も共通） ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき条例で定める時間 （10日相当）を超えない範囲内	
	月 日				
3 変更（第1回目）	変更月日	変更後の内容 （①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無 （有又は無を記入）	決裁欄
	月 日				
4 変更（第2回目）	変更月日	変更後の内容 （①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無 （有又は無を記入）	決裁欄
	月 日				
5 備考					

（注） 添付する書類の例

- (1) 申出に係る子の氏名、申出者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）（写しでも可）
 - (2) 満9歳に達する日後の最初の4月1日以降にある障害児（者）（※）について請求する場合には、障害者手帳、医師の診断書、障害福祉サービス受給者証その他の障害の状況が分かる書類（写しでも可）
- （※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害児（者）で、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病等患者をいう。

附 則

この訓令甲は、令和 7 年10月 1 日から施行する。